

新城市地球温暖化対策実行計画



2012（平成24）年4月

はじめに

～ 市民^{ひと}がつながり持続可能な低炭素都市をめざして ～

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる重大な環境問題です。既に世界の平均気温は過去100年間で0.74℃も上昇し、洪水や干ばつ、巨大台風の襲来など温暖化の特徴とも言える「局地化」、「極端化」の傾向が現れてきています。それは本市においても例外ではなく、熱帯夜の増加、真冬日の減少などの状況が見られます。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書では「2100年の平均気温は、最小で1.1℃、最大で6.4℃も上がる」と予測され、このままでは「美しく、緑豊かな新城」の自然環境を損なうことなく未来へ受け継いでいくことが難しくなる可能性があります。

この問題を解決するには、大量のエネルギーを消費している今の暮らしぶりを見つめ直し、日常生活や社会の仕組みを持続可能な低炭素型へ変えていくことが必要です。これが、今を生きる私たちに課せられた大切な使命であると考えます。

更にそれを効果的に進めるには「エネルギーを消費する側」と「エネルギーを供給する側」の対策を同時に進めていかなければなりません。幸い本市には、水力、太陽光、バイオマスなどの地域資源があります。これを地域住民の理解のもとで有効に活かし、同時に省エネ・節電を市民節電所として進めていくことが、持続可能な低炭素社会を構築するために不可欠なのです。

2008（平成20）年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）において、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市の地方公共団体に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の施策について盛り込むことが義務付けられ、それ以外の市区町村においても計画策定の努力義務が定められました。本市においては、環境政策が総合計画の4つの基本戦略のひとつに位置づけられていることから、温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化防止に向けた施策を重点的かつ計画的に推進するための計画を策定することとしました。

今後は、この計画を踏まえ、市民や事業者のみなさまとともに地球温暖化対策に積極的に取り組んで参ります。



2012（平成24）年4月 新城市長 穂積亮次

市民^{ひと}がつながり持続可能な低炭素都市とは

私たちが将来にわたり、安心して生活していけること

これが持続可能な社会です。

持続可能な社会を目指すには、一人ひとりが環境問題を理解し、行動に移していただくことが不可欠です。そして目指す姿は「市民の行動が相乗的に高まり、つながりを持つ」ことなのです。このフレーズは、総合計画と環境基本計画において掲げる「市民（ひと）がつながり山の湊（みなと）創造都市」という将来像ともつながっています。

目 次

第1章 地域特性.....	1
第1節 自然的条件	1
第2節 社会的条件	3
第3節 地球温暖化に関するアンケート.....	9
第2章 新城市域の二酸化炭素排出量の現況推計.....	17
第1節 温室効果ガス排出量の算定方法.....	17
第2節 温室効果ガス排出量の現状.....	24
第3節 他都市との比較.....	27
第3章 新城市域の二酸化炭素排出量の現状分析.....	28
第1節 各部門別増減要因の分析.....	28
第2節 各主体別二酸化炭素排出量の状況.....	38
第4章 温室効果ガスの将来推計（BAU）.....	39
第1節 基本事項	39
第2節 短期将来推計.....	42
第3節 中・長期将来推計.....	55
第5章 排出削減目標.....	59
第1節 排出削減目標設定に係る背景.....	59
第2節 長期目標の設定.....	60
第3節 中期目標の設定.....	63
第4節 中期（2020[平成32]年度）排出削減可能量推計.....	66
第5節 中期（2020[平成32]年度）排出削減目標.....	76
第6節 二酸化炭素の排出削減目標.....	78
第6章 地球温暖化対策推進施策.....	79
第1節 将来像	79
第2節 地球温暖化対策推進戦略.....	80
第3節 地球温暖化対策推進施策.....	84
第7章 計画の推進.....	92
第1節 計画の推進体制.....	92
第2節 計画の進行管理.....	93